



各位

会 社 名 ラックホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役社長 三 柴 元 (JASDAQ・コード番号:3857) 問合せ先 広 報 部 長 梅田 道幸 電話 03-5537-1406

第三者割当による優先株式の発行、定款の一部変更、優先株式発行に伴い増加する資本金 および資本準備金の減少(その他資本剰余金への振り替え)、基準日の設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、下記のとおり、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社日本政策投資銀行および株式会社ソリューションデザインが出資するメザニン・ソリューション1号投資事業有限責任組合(以下「割当先」といいます。)に対し、第三者割当の方法による当社A種優先株式(以下「本優先株式」といいます。)の発行(発行要項は別紙1をご参照ください。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社は本取締役会において、平成 21 年 11 月 12 日に開催予定の臨時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に、本優先株式の発行のために必要となる定款の一部変更およびその他本優先株式の発行のために必要な議案、ならびに本優先株式発行に伴い増加する資本金の額および資本準備金の額をその他資本剰余金へ振り替える(本優先株式の発行により増加する純資産額に変動ありません。)ための議案を付議すること、本株主総会において議決権を行使することができる株主を確定させるための基準日を平成 21 年 9 月 30 日とすることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、本優先株式の発行については、本株主総会において上記本優先株式の発行のために必要な議案の承認が得られることを条件としております。また、当社は、本優先株式の発行および割当先による引受けに関し、割当先との間で引受契約(以下「本引受契約」といいます。)を締結することを予定しており、割当先との間で本引受契約が締結されること、ならびに本引受契約に規定される予定の前提条件の充足が本優先株式の発行および割当先による引受けの条件とされる予定です。

本お知らせの構成は以下のとおりとなっております。

- I. 第三者割当による優先株式の発行
- Ⅱ. 定款の一部変更
- Ⅲ.優先株式発行に伴い増加する資本金の額および資本準備金の額の減少(その他資本剰余金への振り替え)
- IV. 臨時株主総会開催のための基準日設定

別紙1 本優先株式の発行要項

別紙2 定款変更の内容

- I. 第三者割当による優先株式の発行
- 1. 募集の目的および理由
- (1) 資金調達の主な目的

当社は、平成 20 年 7 月 23 日付「ニイウス コー株式会社およびニイウス株式会社からの事業継承に関する契約締結のお知らせ」にて公表いたしましたとおり、ニイウス コー株式会社およびニイウス株式会社よりディーラー事業を買収いたしました。当事業は、情報システム関連ハードウェアおよびソフトウェアの販売に加え、IT ソリューションの提案、それを実現するための情報システム環境の設計、システム要件の定義、システム設計、ハードウェアおよびソフトウェアの導入、稼動したシステムの保守等のサービスを行っており、特に金融機関の戦略情報システムの構築をUNIX技術を基盤としたクライアント・サーバー型オープンシステムで提供するインフラ系スキルを強みに、この分野で高い専門性を備えております。当事業と当社グループの事業会社であるエー・アンド・アイ システム株式会社のシステムインテグレーションサービス事業および株式会社ラックのセキュリティソリューションサービス事業との連携により、当社グループは、各事業分野における広汎な事業シナジーを得て、当社グループ全体としての事業ポートフォリオの拡大、顧客に対するより広範なビジネス提案や高付加価値のサービスの提供、およびクロスセリングを可能にし、当該事業は、現在、当社グループ事業ドメインの一つとして実績を積上げてきております。

また、当社は、多くの企業で IT 関連分野における投資抑制や凍結の動きが顕著になっている現在の状況下で、当該分野での当社のノウハウや強みを生かし、IT 支出の最適化に焦点を当てて企業の成長に不可欠な戦略的投資案件を提案するなど、今後も当社グループ全体としての事業を積極的に推進および展開していくことを予定しております。

当社は、上記ディーラー事業の買収資金の調達にあたり、財務の健全性に考慮して金融機関からの長期借入のほか、当初より優先株式の発行も含めたエクイティ・ファイナンスも検討しましたが、限られた時間のなかで充分な買収資金を確実に確保することを最優先させ、当面、金融機関からの長期借入れを選択しました。その後、金融危機の影響により金融市場の混乱が続いておりましたが、昨今、回復基調となってまいりました。

かかる金融情勢を受け、当社は既存事業の拡張、新規事業へ投資、M&A など成長戦略を推進していく上で、負債と自己資本とのバランスをより健全化させるために、金融機関からの長期借入の一部返済による負債の削減や自己資本の増強による財務基盤の強化を図るとともに、長期にわたる安定的かつ機動的な運転資金を確保し、当社グループとしての積極的な事業推進および展開を迅速かつ効率的に行うため、本優先株式の発行による資金調達を決議いたしました。

具体的には、上記ディーラー事業買収のための金融機関から調達した長期借入金の一部返済、金融機関中心のビジネスであるために、一案件あたりの取引額が大きいディーラー事業の仕入代金として余裕ある運転資金の確保、および経費低減効果と当社グループ会社間におけるシナジー効果を目的に都内に分散している当社および当社グループ各社の集約に伴う移転のための諸費用などを考えております。

(2)本優先株式による資金調達を実施する理由

当社は、今期の経営施策の一つに多角的な資金調達による財務基盤の強化を掲げ、本優先株式発行を決定するに至る過程で公募増資や業務提携による第三者割当増資など様々な資金調達手段を検討しました結果、現在の金融市場の状況および当社の事業環境等の諸事情を踏まえた上、上記 I.1.(1)に記載の資金調達の目的に照らし、以下の理由を総合的に勘案し、本優先株式の発行を選択いたしました。

- ① 本優先株式の発行により調達する資金は、その一部を借入金の返済に充当するため、当社の課題である負債の圧縮と自己資本の増強および自己資本比率の向上に資するものであること。
- ② 本優先株式の発行により調達する資金は、その一部を随時運転資金に充てるため、今後の機動的な支出を可能とするものであり、適時に事業機会を確保し積極的な事業展開を行うという当社の事業戦略、ひいては当社の企業価値のより一層の向上に資するものと期待されること。具体的には、当社および当社グループ各社の集約に伴う移転のための諸費用や取引拡大に伴って増加する仕入代金等の経常的な運転資金に充当されること。
- ③ 本優先株式は、その内容として次に掲げる事項を定め、また本引受契約において次に掲げる事項を定める予定であるなど、普通株式の希薄化を抑制した商品設計となっており、普通株主への影響を抑制したものであること。
 - (i) 本引受契約上の希薄化抑止措置(取得請求権行使の制限)

下記「I.1.(3)本引受契約の内容の概要」の「(a)普通株式の希薄化を抑制するための措置に関する規定」にて記載のとおり、本引受契約において、本優先株式の株主(以下「本優先株主」といいます。)による金銭を対価とする取得請求権および普通株式を対価とする取得請求権の行使の制限がなされ、さらに、普通株式を対価とする取得請求権の行使が認められるのは、金銭を対価とする取得請求権の行使が困難であると合理的に判断される場合のみに限定される予定であること。

(ii) 金銭を対価とする取得条項

本優先株式には取得条項が付されており、下記「I.1.(3)本引受契約の内容の概要」の「(a) 普通株式の希薄化を抑制するための措置に関する規定」にて記載のとおり、本引受契約において、当社は、本優先株式の発行後1年6か月経過後である平成23年5月31日以後、所定の手続きを経て、金銭を対価として本優先株式を強制的に取得できることとされる予定であること。

(iii) 交付価額の修正回数の制限と下限の設定

当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に基づき当社が本優先株主に対し交付する当 社普通株式の交付価額の修正は6か月に1回とされ、また、交付価額の下限が設定されて いること。

(iv) 無議決権株式

本優先株式は、剰余金の配当および残余財産の分配に係る優先株式であり、本優先株式には株主総会における議決権は付与されないこと。

(3)本引受契約の内容の概要

(a) 普通株式の希薄化を抑制するための措置に関する規定

別紙1「本優先株式の発行要項」に記載のとおり、本優先株式の内容として、本優先株主は当社普通株式を対価として本優先株式の取得を請求することができる旨の規定が設けられており、当該請求に基づき当社普通株式の交付がなされた場合には当社普通株式について希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本優先株式は、将来の取得請求権行使による当社普通株式の増加(希薄化)を極 力抑制するため、以下に掲げる措置を本引受契約において定める予定です。

① 当社普通株式を対価とする取得請求権行使の制限

本優先株主による取得請求権の行使に関しては、本引受契約において、現金償還(金銭を対価とする取得請求権行使)を原則とし、当社普通株式を対価とする取得請求権は、取得請求権発生事由(金銭を対価とする取得請求権行使が認められるための事由であり、下記②に定義します。)が発生した場合で、かつ、当該時点における当社の剰余金の分配可能額、保有する現預金の金額ならびに借入等の資金調達の予定等を勘案し、金銭を対価とする取得請求権の行使が困難であると合理的に判断される場合にのみ、本優先株主が所定の手続きを行い、行使が可能なものとされる予定です。なお、本引受契約に基づき、本優先株主が普通株式を対価とする取得請求権を行使するにあたり、当社は、金銭を対価とする取得請求権行使の可否について、本優先株主に対し協議を求める権利を有することとなる予定です。

すなわち、当社普通株式が本優先株主に交付されるのは、当社が本優先株式の現金償還(金銭を対価とする取得請求権行使)をすることが困難であると合理的に判断される場合に限定されることとなります。

② 金銭を対価とする取得請求権行使の制限

本優先株式に係る金銭を対価とする取得請求権は、本引受契約において、平成 26 年 11 月 30 日 の経過、本引受契約上の重大な義務違反(但し、当該違反が本優先株式の配当または償還に悪影響を及ぼすと判断される場合のみに限定されます。)、本引受契約上の表明保証違反(但し、重要な点についての違反に限られ、かつ、当該違反が本優先株式の配当または償還に悪影響を及ぼすと判断される場合のみに限定されます。)、本引受契約に定義されるシニアローン契約上の期限の利益喪失事由の発生(但し、取得請求権行使日までに治癒した場合を除きます。)、当社支配権の変動といった重大な事由(これらを総称して、以下「取得請求権発生事由」といいます。)のいずれかが発生した場合にのみ、本優先株主が所定の手続きを行い、行使が可能となることとされる予定です。なお、本引受契約に基づき、当社は、取得請求権発生事由の有無について、本優先株主に対し協議を求める権利を有することとなる予定です。

③ 金銭を対価とする取得条項

本引受契約において、平成 23 年 5 月 31 日の到来を取得事由とし、当社は、平成 23 年 5 月 31 日以降いつでも、本優先株主の意思にかかわらず、法令の範囲内において、所定の手続きを経て本優先株式の全部又は一部を取得することができるものとされる予定です。

(b) その他の主要な規定

上記 I.1.(3)(a)に記載のとおり、本引受契約において、本優先株主による取得請求権について

は、原則として発行後5年間はその行使が制限されるなど、種々の制限が付される予定です。かかる制限に対応して、発行後5年の経過等、取得請求権発生事由の発生時まで、当社がその経営および財務状態を維持し、本優先株主による金銭を対価とする取得請求権行使に対応する本優先株式の取得資金を確保する必要性等の観点から、当社は、本引受契約において、主に次に掲げる事項について合意する予定です。

- ① 剰余金の分配可能額および取得資金を可能な限り創出するべく合理的に努力すること。
- ② 本優先株主に対し、当社の経営状態、財務状況等に関わる一定の事項について報告等を行うこと。
- ③ 本優先株主の事前の承諾がない限り、法令等で義務づけられる場合等の一定の場合を除き、自 らまたは他人の負担する債務のために担保提供を行わないこと。
- ④ 連結貸借対照表における純資産の部および連結損益計算書上の経常損益に関する一定の財務 指標を遵守すること。
- ⑤ 主たる事業を営むのに必要な許認可等を維持し、法令等を遵守して事業を継続すること、および主たる事業内容を変更しないこと。
- ⑥ 主要な子会社に対する持株比率を維持すること。
- ⑦ 定款の重要な変更、事業の停止、休止および解散、倒産手続の開始の申立に係る決定、新株式 の発行、自己株式の有償取得、多額の借入れその他の債務負担行為、組織再編等、一定の重要 事項の実施については、本優先株主の事前承諾を得ること(なお、本引受契約において、本優 先株主による適切な諾否の決定が行われるよう適切な措置が講じられる予定です。)。
- 2. 調達する資金の額、使途および支出予定時期
- (1)調達する資金の額(差引手取概算額)

発行総額 2,000,000,000円

発行諸費用概算額 31,000,000 円 (内訳:登記費用 14,000,000 円、

その他弁護士報酬等 17,000,000 円)

差引手取概算額 1,969,000,000 円

(2)調達する資金の具体的な使途および支出予定時期

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期	
①借入金の返済			
ディーラー事業買収のために調達した資	1 940	平成 22 年 1 月	
金に係る金融機関からの長期借入金の一	1, 240	平成 22 平 1 月	
部返済に充当します。			
②運転資金			
取引拡大に伴って増加する仕入代金等の	329	払込期日以降随時	
経常的な運転資金に充当します。			
③移転費用			
当社および当社グループ各社の集約に伴	400	平成 22 年 5 月~	
う原状回復費用や引越費用等に充当しま	¥ 400 平成 23 年 3 月		
す。			

なお、当社は、本優先株式の上記差引手取概算額を、上記資金使途に充当するまでの間は、 当社の銀行口座にて管理することといたします。

3. 資金使途の合理性に関する考え方

本優先株式の発行により調達する資金は、その一部を長期借入金の一部返済に充当し、その残額を手元資金として確保し、一般運転資金として用いることとなるため、当社の課題である負債の圧縮と自己資本の増強による財務体質および対外的信用力の強化を図り、かつ、当社グループの今後の適時の事業機会獲得のための機動的な資金支出が可能となるものであることから、本優先株式の発行は、当社グループの長期的な事業継続およびより一層の企業価値向上に寄与するものと考えており、本資金使途は当社にとって合理性があるものと判断しております。

4. 発行条件等の合理性

(1)発行価額の算定根拠

当社は、優先配当率 (9.80%) その他の本優先株式の内容、当社の置かれた事業環境、当社の財務状況および業績予測、並びに金融・資本市場の状況等を総合的に考慮の上、割当先との協議および交渉を経て、本優先株式の発行条件を決定しており、本引受契約において定める予定の本優先株式の取得請求権行使の制限、当社普通株式の希薄化の抑制措置等の諸条件を併せ考慮すると、本優先株式の発行条件は合理的なものであると判断しております。しかしながら、優先株式の評価に関しては様々な考え方があり得ることから、会社法上本優先株式の払込金額が割当先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全に否定することはできないため、本株主総会での特別決議による承認を得ることを条件として本優先株式を発行することといたしました。

(2)発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、当初交付価額 (244.9円)で取得請求権が行使された場合、8,166,598株(本優先株式発行前の発行済普通株式数の30.61%(小数点以下第3位を四捨五入))の普通株式が交付され、下限交付価額(当初交付価額の65%、159.2円)で取得請求権が行使された場合、12,562,814株(本優先株式発行前の発行済普通株式数の47.08%(小数点以下第3位を四捨五入))の普通株式が交付されます(注)。

上記のとおり、当社普通株式を対価とする取得請求権行使により当社普通株式が交付された場合には当社普通株式の希薄化が生じることとなりますが、①本優先株式の発行は、当社が置かれた事業環境および当社の財務状況等に鑑み、当社がその財務基盤および対外的信用力を強化することを通じて安定的な経営基盤を確保するために必要不可欠であること、②本優先株式の発行は、当社が適時に事業機会を獲得する上で必要な機動的な資金の確保を可能とし、当社の更なる企業価値の向上に資することが期待されること、ならびに③(i)上記 I. 1.(3)に記載のとおり、本優先株式に付された取得請求権行使による当社普通株式の増加(希

薄化)を極力抑制するため、本引受契約において、当社普通株式を対価とする取得請求権の行使は本優先株式の現金償還(金銭を対価とする取得請求権行使)が困難であると合理的に判断される場合に限定される予定であること、(ii)金銭を対価とする取得請求権の行使自体が、本引受契約により、取得請求権発生事由が生じた場合に制限される予定であること、(iii)本優先株式には金銭を対価とする取得条項が付されており、本引受契約において、平成23年5月31日以降、当社が法令の範囲内で、金銭を対価として本優先株式を強制的に取得することができるものとされる予定であること、(iv)当初交付価額の修正は6か月に1回とした上、修正の下限が設定されていること、および(v)本優先株式には議決権が付されていないこと等の各措置が講じられており、または本引受契約において講じられる予定であり、当社普通株式の希薄化を一定程度防止することが可能な設計となっていることにより、本優先株式の発行は、当社の普通株主の皆様にとっても合理的なものであると判断しております。

(注) 交付される普通株式の数は、それぞれ、当初の払込金額の総額を当初交付価額および下限交付価額で除した数として算出しております。

5. 割当先の選定理由等

(1)割当先の概要

(平成21年9月11日現在)

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
1	名 称	メザニン・ソリューション 1 号投資事業有限責任組合		
2	所 在 地	東京都千代田区神田小川町三丁目3番地		
③ 設立根拠等		投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限		
9	以 立 似 爽 寺	責任組合		
4	出資の総額	200 億円		
		1. 株式会社三菱東京 UFJ 銀行		
5	出 資 者	2. 株式会社日本政策投資銀行		
		3. 株式会社ソリューションデザイン		
		名 称 株式会社ソリューションデザイン		
	業務執行組合員	所 在 地 東京都千代田区神田小川町三丁目3番地		
<u>(6)</u>	(無限責任組合員)	代表者の役職・氏名 代表取締役社長 竹内 亮		
	(GeneralPartner)	主 投資事業有限責任組合財産の運用・管理		
	の概要	事業内容を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を		
		資 本 金 の 額 178,500,000円		
		当社		
		(役員・役員関係		
		者・大株主を含む。) 該当なし		
7	当社との関係等	と割当先の関係		
		当社と		
		3 1 2		
		組合員の関係		
,				

(2)割当先を選定した理由

当社は、自己資本の増強による財務基盤の強化を目指し、多角的な資金調達を検討しておりましたところ、いくつかの候補先からご提案をいただきました。その中で、昨今の資本市場の状況に鑑み、当社が必要と考える今般の調達予定額を迅速かつ確実に調達するとの観点から、高い信用力を有し、かつ当社グループの経営状況および経営方針等についてご理解を示していただいている株式会社三菱東京 UFJ 銀行、株式会社日本政策投資銀行および株式会社ソリューションデザインが出資するメザニン・ソリューション1号投資事業有限責任組合を割当先として選定することが妥当であると判断いたしました。

(3)割当先の保有方針

割当先は、本件を原則として中期投資として取り組む意向であると確認しております。 また、上記 I.1.(3)に記載のとおり、本優先株式については、本引受契約に基づき取得請求 権行使の制限がなされる予定ですが、割当先は、本優先株式の取得請求権を行使できる場合 においても、実務上可能な限り市場および当社の財務状態等に配慮して、本優先株式の発行 要項および本引受契約等の定めに従い本優先株式の保有、金銭または当社普通株式を対価と する取得請求権の行使、普通株式が交付された場合の交付された普通株式の売却等に努める との確認をしております。

なお、本優先株式には譲渡制限が付されており、本優先株式を譲渡により取得するためには、当社の取締役会の承認を得る必要があります。但し、本引受契約において、金銭を対価とする取得請求権の行使および普通株式を対価とする取得請求権の行使のいずれもができないと判断される場合においては、当社の取締役会は本優先株主による本優先株式の譲渡を承認することとされる予定です。

また、当社は割当先より、払込期日から2年以内に本優先株式の発行要項および本引受 契約等の定めに従い本優先株式の全部または一部を譲渡した場合には、その内容を当社に 対し報告する旨の確約を得ております。

(4) その他重要な契約等

本引受契約以外の重要な契約は特にございません。

6. 募集後の大株主および持株比率

(1)普通株式

募集前(平成21年3月31日現在)		募集後
三柴元	34. 28%	
KDDI株式会社	5. 29%	
ラックホールディングス従業員持株会	3.36%	
三菱商事株式会社	3.26%	
富士ソフト株式会社	2.75%	=+
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2.62%	同左
中 島 尚 彦	1.77%	
ラックホールディングス株式会社	1.34%	
株式会社サウンドハウス	1.34%	
株式会社クレスコ	1.33%	

(2) A種優先株式

募集前(平成21年9月11日現在)	募集後	
該当なし	メザニン・ソリューション1号	100%
	投資事業有限責任組合	

7. 今後の見通し

本優先株式の発行により、連結および単体の財務基盤の強化を図ります。

なお、業績に与える影響は軽微であり、本優先株式の発行による今期の業績予想に変更 はありません。

8. 最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)(単位:百万円)

				平成20年3月期	平成21年3月期
売	L	<u></u>	高	21, 899	32, 538
営	業	利	益	1,771	905
経	常	利	益	1, 705	706
当	期約	屯 利	益	897	240
1株当たり当期純利益(円)			(円)	33.00	9. 12
1株当たり配当金(円)			円)	6.00	9.00
1株当たり純資産(円)			円)	215.71	210. 46

⁽注) 当社の設立は平成19年10月1日のため、直近2年間の業績を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況 (平成21年9月11日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	26, 683, 120 株	100%
潜在株式数	_	_

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

		平成20年3月期	平成21年3月期
始	値	332 円	258 円
高	値	375 円	385 円
安	値	237 円	190 円
終	値	255 円	232 円

⁽注) 当社は、平成19年10月1日をもってジャスダック証券取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

② 最近6か月間の状況

		3月	4月	5月	6月	7月	8月
始	値	225 円	242 円	232 円	245 円	270 円	269 円
高	値	270 円	248 円	255 円	285 円	279 円	269 円
安	値	210 円	207 円	223 円	240 円	247 円	230 円
終	値	232 円	222 円	240 円	270 円	264 円	245 円

③ 発行決議日前営業日における株価

		平成 21 年 9 月 10 日現在
始	値	229 円
高	値	233 円
安	値	227 円
終	値	230 円

(4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当増資

払込期日	平成 21 年 11 月 30 日
調達資金の額	2,000,000,000 円(発行価額) 1 株につき 200,000,000 円(差引手取概算額)1,969,000,000 円
募集時における 発行済株式数	普通株式 26,683,120 株
当該増資による 発行株式数	A種優先株式 10 株
募集後における 発行済株式総数	普通株式 26,683,120 株 A種優先株式 10 株
割当先	メザニン・ソリューション1号投資事業有限責任組合

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません.

9. 本優先株式発行の日程

取締役会決議日 平成21年9月11日(金)

臨時株主総会基準日平成 21 年 9月 30 日 (水) (予定)臨時株主総会開催日平成 21 年 11 月 12 日 (木) (予定)払込期日平成 21 年 11 月 30 日 (月) (予定)

Ⅱ. 定款の一部変更

1. 定款変更の目的

上記 I. に記載のとおり、当社は、本日、本取締役会において本優先株式を発行することを決議いたしました。これに併せ、当社は、本優先株式の発行を可能とするために、A種優先株式に関する定款規定を新設するとともに、その他の文言の修正および追加等、所要の変更を行うため、本株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議することを本取締役会において決定いたしました。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙2のとおりです。

3. 定款変更の日程

(1) 取締役会決議日 平成21年9月11日(金)

(2) 臨時株主総会基準日 平成21年9月30日(水)(予定)

(3) 臨時株主総会開催日 平成21年11月12日(木)(予定)

(4) 定款変更の効力発生日 平成21年11月12日(木)(予定)

- Ⅲ.優先株式発行に伴い増加する資本金の額および資本準備金の額の減少(その他資本剰余金への振り 替え)
- 1. 資本金の額および資本準備金の額の減少の目的

本優先株式の発行の効力が発生することを条件として、本優先株式の発行により増加する資本金の額および資本準備金の額に相当する資本金の額および資本準備金の額を減少し、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることにより、柔軟な資本政策運営を実現することを目的とするものです。

- 2. 資本金の額および資本準備金の額の減少の要領
- (1)減少すべき資本金の額

会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき、資本金の額 2,000,000,000 円 (注) のうち、1,000,000,000 円を減少させ、1,000,000,000 円といたします。

(注)資本金の額の減少前の資本金の額は、平成21年9月11日現在の資本金の額に、本優先株式の発行後増加予定の増加資本金の額を加えた額としております。

(2)減少すべき資本準備金の額

会社法第 448 条第1項の規定に基づき、資本準備金の額 1,250,000,000 円 (注) のうち、1,000,000,000 円を減少させ、250,000,000 円といたします。

(注)資本準備金の額の減少前の資本準備金の額は、平成21年9月11日現在の資本準備金の額に、本優先株式の発行後増加予定の増加資本準備金の額を加えた額としております。

(3) 資本金の額および資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額および資本準備金の額のみを減少いたします。減少する資本金の額および資本準備金の額は、その全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本金の額および資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日 平成21年9月11日(金)

 臨時株主総会基準日
 平成 21 年 9月 30 日 (水) (予定)

 債権者異議申述催告公告日
 平成 21 年 10月 20 日 (火) (予定)

 臨時株主総会開催日
 平成 21 年 11月 12日 (木) (予定)

債権者異議申述最終期日 平成 21 年 11 月 20 日 (金) (予定)

効力発生日 平成21年12月1日(火)(予定)

4. 今後の見通し

資本金の額および資本準備金の額の減少は、純資産の部における資本金および資本準備金をその 他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はなく、また業績に与える影響 もありません。

なお、本資本金の額および本資本準備金の額の減少は本優先株式の発行を条件としております。

IV. 臨時株主総会開催のための基準日設定

1. 基準日の設定

当社は、本株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成21年9月30日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主といたします。

(1) 公告日 平成21年9月14日(月)(予定)

(2) 臨時株主総会基準日 平成21年9月30日(水)(予定)

(3) 臨時株主総会開催日 平成21年11月12日(木)(予定)

(4) 公告方法 電子公告(当社ホームページに掲載いたします)

ホームページ・アドレス http://www.lachd.co.jp/

2. 臨時株主総会の付議議案

当社は、本株主総会に、本優先株式の発行のために必要となる定款の一部変更に関する議案および 第三者割当による本優先株式発行に関する議案、ならびに本優先株式の発行に伴い増加する資本金の 額および資本準備金の額の減少(その他資本剰余金への振り替え)に関する議案の各議案を付議する ことを予定しております。

以上

別紙1

本優先株式の発行要項

1. 募集株式の種類

ラックホールディングス株式会社第1回A種優先株式(以下「本優先株式」という。)

2. 募集株式の数

10 株

- 3. 払込金額
 - 1株当たり200,000,000円(以下「払込金額」という。)
- 4. 払込金額の総額
 - 2.000,000,000 円
- 5. 増加する資本金の額
 - 1株当たり 100,000,000 円
- 6. 増加する資本金の額の総額
 - 1,000,000,000 円
- 7. 増加する資本準備金の額の総額
 - 1.000,000,000 円
- 8. 払込期日

平成 21 年 11 月 30 日 (以下「払込期日」という。)

9. 募集の方法

第三者割当の方法により、メザニン・ソリューション 1 号投資事業有限責任組合に 10 株を割り当てる。

- 10. 優先配当金
- (1) 優先配当金

発行会社は、剰余金の配当を行うときは、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)又は本優先株式の登録質権者(以下「本優先登録質権者」という。)に対し、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、本優先株式1株につき下記(2)に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において下記(3)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 優先配当金の額

ある事業年度についての優先配当金の額は、払込金額に 9.80%を乗じて算出した金額(以下「優先配当金額」という。)とする。

但し、1年に満たない事業年度については、優先配当金額は、払込金額に 9.80%を乗じて 算出した額を、当該事業年度の日数で日割り計算した額(1年を 365 日と仮定して計算し、 円位未満を切り捨てる。)(以下、当該 1年に満たない事業年度終了日現在における日割配当 額を「経過済日割配当額」という。)とする。なお、払込期日を含む事業年度については、 優先配当金額は、払込金額に 9.80%を乗じて算出した額を、払込期日から当該事業年度終了日までの日数で日割り計算した額(1年を 365日と仮定して計算し、円位未満を切り捨てる。)とする。

(3) 優先中間配当金

発行会社は、会社法第 454 条第 5 項に基づく剰余金の配当(以下「中間配当」という。)を行うときは、当年 9 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株主又は本優先登録質権者に対し、当年 9 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録質権者に先立ち、上記(2)に定める優先配当金額の 2 分の 1 を限度として、取締役会の決議で定める金額の優先中間配当金(以下「優先中間配当金」という。)を支払うものとする。

(4) 累積条項

ある事業年度における剰余金の配当として本優先株主又は本優先登録質権者に対して支払う1株当たりの剰余金の配当(中間配当を含む。)の額が上記(2)に定める優先配当金額に達しないときは、その不足額(以下「未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積し、当該事業年度の翌事業年度の初日(以下「累積基準日」という。)(同日を含む。)以降、実際に累積した不足額(以下「累積未払配当金」という。)の全部が支払われた日(以下「累積支払日」という。)(同日を含む。)まで、下記に従って、年率9.80%の利率で1年毎の複利計算により計算する。なお、累積未払配当金については、当該翌事業年度以降、優先配当金、優先中間配当金並びに普通株主及び普通登録質権者に対する剰余金の配当に先立ち、本優先株主又は本優先登録質権者に対して配当する。

<累積未払配当金>

累積未払配当金=未払配当金×(1+0.098)m+(m'÷365)

なお、累積基準日(同日を含む。)から累積支払日(同日を含む。)までの日数を「m年と m'日」とする。但し、累積支払日までの間に累積未払配当金の一部が支払われた場合(以下、累積支払日までの間に支払われた累積未払配当金を「支払済累積未払配当金」という。)には、次の算式に従って計算される金額を累積未払配当金から控除する。累積支払日までの間に累積未払配当金の一部が複数回にわたって支払われた場合には、支払済累積未払配当金のそれぞれにつき、控除金額を計算し控除する。

控除金額=支払済累積未払配当金×(1+0.098)p+(p'÷365)

なお、実際に支払済累積未払配当金を支払った日(同日を含む。)から累積支払日(同日を含む。)までの日数を「p年と p'日」とする。

(5) 非参加条項

本優先株主又は本優先登録質権者に対しては、優先配当金又は優先中間配当金を超えて剰余金の配当又は中間配当を行わない。

11. 残余財産の分配

発行会社は、残余財産の分配をするときは、本優先株主又は本優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、本優先株式1株につき、払込金額、残余財産の分配に関する清算人の決定又は清算人会の決議の日の属する事業年度において支払われるべき前事業年度についての優先配当金額(清算人の決定又は清算人会の決議の時点で支払われていない場合)、当該清算人の決定又は清算人会の決議の日を支払日と仮定して算出した累積未払配当金の額、並びに当該清算人の決定又は清算人会の決議の日を当該事業年度の終了日と仮定して算出した経過済日割配当額の合計額に相当する金額の金銭を支払う。

発行会社は、本優先株主又は本優先登録質権者に対し、上記に規定する支払のほか、残余 財産の分配を行わない。

12. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 請求期間

本優先株主は、いつでも、法令の範囲内で、本優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。

(2) 優先株式1株の取得と引換えに交付する財産の内容及び額

発行会社は、本優先株式1株につき、取得請求の日における払込金額、当該事業年度において支払われるべき前事業年度についての優先配当金額(取得請求の時点で支払われていない場合)、取得請求の日を支払日と仮定して算出した累積未払配当金の額、並びに取得請求の日を当該事業年度の終了日と仮定して算出した経過済日割配当額の合計額に相当する金額の金銭を支払うものとする。なお、法令の範囲を超えて本優先株主から取得請求があった場合、取得すべき本優先株式は抽選その他の合理的な方法により決定する。

13. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 請求期間

本優先株主は、いつでも、法令の範囲内で、かつ当社定款第6条に従い当社株主総会で決議された募集する普通株式の上限数を限度として、下記(2)ないし(4)に定める条件で、発行会社が本優先株式を取得するのと引換えに、発行会社の普通株式を交付することを請求することができる。なお、本優先株主に交付される普通株式数の算出に際し1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額にその端数を乗じて得た額に相当する金銭を本優先株主に交付する。

(2) 本優先株式1株の取得と引換えに交付すべき普通株式数

発行会社は、次に定める条件により当会社の普通株式を交付するものとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数=

上記 12.(2)で定める本優先株式 1 株の取得と引換えに交付する財産の額÷交付価額

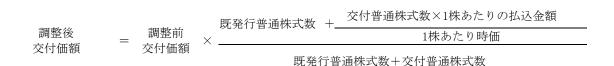
(3) 交付価額

当初交付価額は 244.9 円とし、交付価額は、2010 年 5 月 15 日以降の毎年 5 月 15 日及び

11月15日(以下それぞれ 「交付価額修正日」という。)に、交付価額修正日における時価の90%に相当する金額(以下「修正後交付価額」という。)に修正されるものとする。但し、修正後交付価額が当初交付価額の65%(以下「下限交付価額」という。)を下回るときは、修正後交付価額は下限交付価額とする。なお、交付価額が、下記(4)により調整された場合には、下限交付価額についても同様の調整を行うものとする。上記「時価」とは、当該交付価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当会社の普通株式が上場されている金融商品取引所における発行会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(4) 交付価額の調整

(a) 発行会社は、本優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を 生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「交付価額 調整式」という。)をもって交付価額(上記(3)に基づく修正後の交付価額を含む。)を 調整する。



なお、交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における発行会社の発行済普通株式数から当該日における発行会社の有する普通株式数を控除したものとする。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における発行会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における発行会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1 株あたりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は下記(b)(v)で定める対価の額とする。

- (b) 交付価額調整式により本優先株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付 価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - (i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(但し、発行会社が交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交

付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4) において同じ。) その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付す る場合を除く。)

調整後の交付価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、発行会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の交付価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価(以下に定義される。)をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは 取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得 請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され 普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するもの とし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但 し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償 割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(v) 上記(iii)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

- (c) (i) 交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
 - (ii) 交付価額調整式で使用する時価は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の当会社の普通株式が上場されている金融商品取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (d) 上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると発行会社の取締役会が合理的に判断するときには、発行会社は、必要な交付価額の調整を行う。
 - (i)発行会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利 義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会 社の発行済株式の全部の取得のために交付価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) 交付価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整 後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考 慮する必要があるとき。
 - (iii) その他発行会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由 の発生により交付価額の調整を必要とするとき。
- (e) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が 1 円未 満の場合は、交付価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により不要とされた 調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 上記(a)ないし(e)により交付価額の調整を行うときは、発行会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の交付価額、調整後の交付価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された本優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

14. 取得条項

(1) 取得事由

発行会社は、いつでも、法令の範囲内で、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。

(2) 優先株式1株の取得と引換えに交付する財産の内容及び額

発行会社は、本優先株式1株につき、取得の日における払込金額、当該事業年度において 支払われるべき前事業年度についての優先配当金額(取得の時点で支払われていない場合)、 取得日を支払日と仮定して算出した累積未払配当金の額、並びに取得の日を当該事業年度の 終了日と仮定して算出した経過済日割配当額の合計額に相当する金額の金銭を支払うもの とする。

(3) 取得する優先株式の一部の決定方法

発行会社は、本優先株式の一部を取得する場合、抽選その他の合理的な方法により当該一部を決定する。

15. 議決権

本優先株主は、発行会社の株主総会において議決権を有しない。

16. 種類株主総会における議決権

本優先株式については、会社法第322条第1項第1号に定める場合を除き、同項各号に定める種類株主総会の決議を要しない。

17. 譲渡制限

本優先株式を譲渡により取得するには、発行会社の取締役会の承認を受けなければならない。

18. 株式の併合又は分割、新株引受権等の有無

発行会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割を行わない。

発行会社は、本優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

19. その他

- (1) 本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、法令及び本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、必要な措置を講ずることができる。
- (2) 上記の他、本優先株式の発行に関して必要な事項の決定は当社の代表取締役に一任する。
- (3) 本優先株式の発行は、平成 21 年 11 月 12 日開催予定の当社臨時株主総会において、本優 先株式の発行に必要な定款変更その他本優先株式の発行に必要な議案が承認されること、 本優先株式の割当先であるメザニン・ソリューション1号投資事業有限責任組合との間で 本優先株式の発行及び割当先による引受けに関する引受契約が締結されること、同引受契 約に規定される本優先株式の発行及び払込みに係る前提条件が充足されること、その他法 令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。

定款変更の内容

現行定款

第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、1億株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、1億株 <u>とし、当</u> 会社の発行可能種類株式総数は次のとおりと する。
(募集株式の発行)	(1) 普通株式 1 億株(2) A種優先株式 10 株(募集株式の発行)
第6条 当会社が募集株式を発行する場合は、その募集株式の数の上限を <u>定時</u> 株主総会が決議し、その他の募集事項の決定については、取締役会が決議するものとする。	第6条 当会社が募集株式を発行する場合は、その募集 株式の数の上限を株主総会が決議し、その他の 募集事項の決定については、取締役会が決議す るものとする。
(単元株式数) 第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。	(単元株式数) 第8条 当会社の <u>普通株式の</u> 1単元の株式数は、100 株とする。
(新設)	第2章の2 A種優先株式
(新設)	(A種優先株主への剰余金の配当) 第 13 条の 2 当会社は、第 49 条に定める期末配当金の 支払いとしての剰余金の配当(以下「期末配当」 という。)を行うときは、各事業年度末日の最終 の株主名簿に記載または記録されたA種優先株 式を有する株主(以下「A種優先株主」という。) またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A 種優先登録株式質権者」という。)に対し、各事 業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録 された普通株式を有する株主(以下「普通株主」 という。)または普通株式の登録株式質権者(以

変更案

現行定款	変更案
	下「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、
	A種優先株式1株につき次項に定める額の配当
	金(以下「A種優先配当金」という。)を支払う。
	ただし、当該事業年度において第3項に定める
	A種優先中間配当金を支払ったときは、当該A
	種優先中間配当金を控除した額とする。
	2 ある事業年度についてのA種優先株式1株あた
	りのA種優先配当金の額は、A種優先株式 1 株
	あたりの払込金額(以下「払込金額」という。)
	に 9.80%を乗じて算出した金額(以下「A種優
	先配当金額」という。)とする。ただし、1年に
	満たない事業年度については、A種優先配当金
	額は、払込金額に9.80%を乗じて算出した額を、
	当該事業年度の日数で日割り計算した額(1年
	を 365 日と仮定して計算し、円位未満を切り捨
	てる。以下、当該1年に満たない事業年度終了
	日現在における日割配当額を「経過済日割配当
	額」という。)とする。なお、A種優先株式の払
	込期日を含む事業年度については、A種優先配
	当金額は、払込金額に9.80%を乗じて算出した
	額を、当該払込期日から当該事業年度終了日ま
	での日数で日割り計算した額(1年を 365 日と
	仮定して計算し、円位未満を切り捨てる。) とす
	<u> </u>
	3 当会社は、第50条に定める剰余金の配当(以下
	「中間配当」という。)を行うときは、当年9月
	末日の最終の株主名簿に記載または記録された
	A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に
	対し、当年9月末日の最終の株主名簿に記載ま
	たは記録された普通株主または普通登録株式質
	権者に先立ち、前項に定めるA種優先配当金額
	の2分の1を限度として、取締役会の決議で定
	める金額のA種優先中間配当金(以下「A種優
	先中間配当金」という。) を支払うものとする。
	4 ある事業年度における剰余金の配当としてA種
	優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し
	て支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配

現行定款	変更案
	<u>当(中間配当を含む。)の</u>

当(中間配当を含む。)の額が第2項に定めるA 種優先配当金額に達しないときは、その不足額 (以下「未払配当金」という。)は翌事業年度以 降に累積し、当該事業年度の翌事業年度の初日 (以下「累積基準日」という。)(同日を含む。) 以降、実際に累積した不足額(以下「累積未払 配当金」という。)の全部が支払われた日(以下 「累積支払日」という。)(同日を含む。)まで、 次の算式に従って、年率9.80%の利率で1年毎 の複利計算により計算する。なお、累積未払配 当金については、当該翌事業年度以降、A種優 先配当金、A種優先中間配当金ならびに普通株 主および普通登録株式質権者に対する剰余金の 配当に先立ち、A種優先株主またはA種優先登 録株式質権者に対して配当する。

累積未払配当金=

未払配当金×(1+0.098) m+(m'÷365)

なお、累積基準日(同日を含む。)から累積支払 日(同日を含む。)までの日数を「m年とm'日」 とする。ただし、累積支払日までの間に累積未 払配当金の一部が支払われた場合(以下、累積 支払日までの間に支払われた累積未払配当金を 「支払済累積未払配当金」という。)には、次の 算式に従って計算される金額を累積未払配当金 から控除する。累積支払日までの間に累積未払 配当金の一部が複数回にわたって支払われた場 合には、支払済累積未払配当金のそれぞれにつ き、控除金額を計算し控除する。

控除金額=

支払済累積未払配当金×(1+0.098)^{p+(p'÷365)}なお、実際に支払済累積未払配当金を支払った日(同日を含む。)から累積支払日(同日を含む。)までの日数を「p年とp'日」とする。

5 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に 対しては、A種優先配当金またはA種優先中間 配当金を超えて期末配当または中間配当を行わ ない。

現行定款	変更案
(新設)	(A種優先株主への残余財産の分配)
	第13条の3 当会社は、残余財産の分配をするときは、
	A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に
	対し、普通株主および普通登録株式質権者に先
	立ち、A種優先株式1株につき、払込金額、残
	余財産の分配に関する清算人の決定または清算
	人会の決議の日の属する事業年度において支払
	われるべき前事業年度についてのA種優先配当
	金額(清算人の決定または清算人会の決議の時
	点で支払われていない場合)、当該清算人の決定
	または清算人会の決議の日を支払日と仮定して
	算出した累積未払配当金の額、ならびに当該清
	算人の決定または清算人会の決議の日を当該事
	業年度の終了日と仮定して算出した経過済日割
	配当額の合計額に相当する金額の金銭を支払
	<u>5.</u>
	2 当会社は、A種優先株主またはA種優先登録株
	式質権者に対し、前項に規定する支払のほか、
	残余財産の分配を行わない。
(新設)	(金銭を対価とするA種優先株式の取得請求権)
(70182)	第 13 条 の 4 A
	で、A種優先株式の全部または一部の取得を請
	求することができる。
	2 当会社は、A種優先株式1株につき、取得請求
	の日における払込金額、当該事業年度において
	支払われるべき前事業年度についてのA種優先
	配当金額(取得請求の時点で支払われていない
	場合)、取得請求の日を支払日と仮定して算出し
	た累積未払配当金の額、ならびに取得請求の日
	を当該事業年度の終了日と仮定して算出した経
	過済日割配当額の合計額に相当する金額の金銭
	を支払うものとする。なお、法令の範囲を超え
	てA種優先株主から取得請求があった場合、取
	得すべきA種優先株式は抽選その他の合理的な
	方法により決定する。
	<u> </u>

現行定款	変更案
(新設)	(普通株式を対価とするA種優先株式の取得請求権)
	第13条の5 A種優先株主は、いつでも、法令の範囲内
	で、かつ第6条に従い当社株主総会で決議され
	た募集する普通株式の上限数を限度として、第
	2項ないし第4項に定める条件で、当会社がA
	種優先株式を取得するのと引換えに、当会社の
	普通株式を交付することを請求することができ
	る。なお、A種優先株主に交付される普通株式
	数の算出に際し1株未満の端数が生じたとき
	は、会社法第167条第3項各号に掲げる場合
	の区分に応じ、当該各号に定める額にその端数
	を乗じて得た額に相当する金銭をA種優先株主
	<u>に交付する。</u>
	2 当会社は、次に定める条件により当会社の普通
	株式を交付するものとする。
	取得と引換えに交付すべき普通株式数=
	前条第2項で定めるA種優先株式1株の取得
	と引換えに交付する財産の額÷次項で規定す
	<u>る交付価額</u>
	3 当初交付価額は244.9円とし、交付価額は、2010
	年 5 月 15 日以降の毎年 5 月 15 日および 11 月
	15日(以下それぞれ「交付価額修正日」という。)
	に、交付価額修正日における時価の90%に相当
	する金額(以下「修正後交付価額」という。)に
	修正されるものとする。ただし、修正後交付価
	額が当初交付価額の 65% (以下「下限交付価額」
	という。)を下回るときは、修正後交付価額は下
	限交付価額とする。なお、交付価額が、次項に
	より調整された場合には、下限交付価額につい
	ても同様の調整を行うものとする。上記「時価」
	とは、当該交付価額修正日に先立つ 45 取引日目
	に始まる 30 取引日の当会社の普通株式が上場
	されている金融商品取引所における当会社の普
	通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含
	<u>む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、</u>
	その計算は円位未満小数第2位までを算出し、
	その小数第2位を切り捨てる。

現行定款	変更案
	4 交付価額の調整は次のとおりとする。
	(1) 当会社は、A種優先株式の発行後、次号に
	掲げる各事由により普通株式数に変更を生
	じる場合または変更を生ずる可能性がある
	場合は、次に定める算式(以下「交付価額
	調整式」という。)をもって交付価額(前項
	に基づく修正後の交付価額を含む。) を調整
	<u>する。</u>
	調整後交付価額 =
	調整前交付価額×(既発行普通株式数
	+交付普通株式数×1株あたりの払込金
	額÷1株あたり時価)÷(既発行普通株
	式数+交付普通株式数)_
	なお、交付価額調整式で使用する「既発行
	普通株式数」は、普通株主に次号(a)ないし
	<u>(d)の各取引に係る基準日が定められてい</u>
	る場合はその日、また当該基準日が定めら
	れていない場合は、調整後の交付価額を適
	用する日の 1 ヵ月前の日における当会社の
	発行済普通株式数から当該日における当会
	<u>社の有する普通株式数を控除したものとす</u>
	る。交付価額調整式で使用する「交付普通
	株式数」は、普通株式の株式分割が行われ
	る場合には、株式分割により増加する普通
	株式数(基準日における当会社の有する普
	通株式に関して増加した普通株式数を含ま
	ない。)とし、普通株式の併合が行われる場
	合には、株式の併合により減少する普通株
	式数(効力発生日における当会社の有する
	普通株式に関して減少した普通株式数を含
	まない。) を負の値で表示して使用するもの
	とする。交付価額調整式で使用する「1株
	あたりの払込金額」は、次号(a)の場合は当
	該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的
	とする場合には適正な評価額、無償割当て
	<u>の場合は0円とする。)、次号(b)および(d)</u>
	の場合は0円とし、次号(c)の場合は次号

現行定款	変更案
	(e)で定める対価の額とする。
	(2) 交付価額調整式により A 種優先株式の交
	付価額の調整を行う場合およびその調整後
	の交付価額の適用時期については、次に定
	めるところによる。_
	(a) 次号(b)に定める時価を下回る払込金
	額をもって普通株式を交付する場合
	(無償割当ての場合を含む。)(ただし、
	当会社が交付した取得条項付株式、取
	得請求権付株式もしくは取得条項付新
	株予約権(新株予約権付社債に付され
	たものを含む。以下本項において同
	じ。) の取得と引換えに交付する場合ま
	たは普通株式の交付を請求できる新株
	予約権(新株予約権付社債に付された
	ものを含む。以下本項において同じ。)
	その他の証券もしくは権利の転換、交
	換または行使により交付する場合を除
	< ∘)_
	調整後の交付価額は、払込期日(募集
	に際して払込期間が設けられたときは
	当該払込期間の最終日とする。) または
	無償割当ての効力発生日の翌日以降こ
	れを適用する。ただし、当会社の普通
	株主に募集株式の割当てを受ける権利
	<u>を与えるためまたは無償割当てのため</u>
	の基準日がある場合は、その日の翌日
	以降これを適用する。
	(b) 普通株式の株式分割をする場合、調整
	後の交付価額は、普通株式の株式分割
	のための基準日の翌日以降これを適用
	<u>する。</u>

現行定款	変更案
	(c) 取得請求権付株式、取得条項付株式も
	しくは取得条項付新株予約権であっ
	て、その取得と引換えに次号(b)に定め
	る時価を下回る対価(以下に定義され
	る。)をもって普通株式を交付する定め
	があるものを交付する場合(無償割当
	ての場合を含む。)、または次号(b)に定
	める時価を下回る対価をもって普通株
	式の交付を請求できる新株予約権その
	他の証券もしくは権利を交付する場合
	(無償割当ての場合を含む。)、調整後
	の交付価額は、交付される取得請求権
	付株式、取得条項付株式もしくは取得
	条項付新株予約権、または新株予約権
	その他の証券もしくは権利(以下「取
	得請求権付株式等」という。)の全てが
	当初の条件で取得、転換、交換または
	行使され普通株式が交付されたものと
	みなして交付価額調整式を準用して算
	出するものとし、交付される日または
	無償割当ての効力発生日の翌日以降こ
	れを適用する。ただし、普通株主に取
	得請求権付株式等の割当てを受ける権
	利を与えるためまたは無償割当てのた
	めの基準日がある場合は、その日の翌
	日以降これを適用する。
	上記にかかわらず、取得、転換、交換
	または行使に際して交付される普通株
	式の対価が上記の時点で確定していな
	い場合は、調整後の交付価額は、当該
	対価の確定時点で交付されている取得
	請求権付株式等の全てが当該対価の確
	定時点の条件で取得、転換、交換また
	は行使され普通株式が交付されたもの
	とみなして交付価額調整式を準用して
	算出するものとし、当該対価が確定し
	た日の翌日以降これを適用する。

現行定款	変更案
	(d) 普通株式の併合をする場合、調整後の
	交付価額は、株式の併合の効力発生日
	以降これを適用する。
	(e) 本号(c)における対価とは、取得請求
	権付株式等の交付に際して払込みその
	他の対価関係にある支払がなされた額
	(時価を下回る対価をもって普通株式
	の交付を請求できる新株予約権の場合
	には、その行使に際して出資される財
	産の価額を加えた額とする。) から、そ
	の取得、転換、交換または行使に際し
	て取得請求権付株式等の所持人に交付
	される普通株式以外の財産の価額を控
	除した金額を、その取得、転換、交換
	または行使に際して交付される普通株
	式の数で除した金額をいう。_
	(3) 交付価額調整式の計算および使用する時
	価は次のとおりとする。
	(a) 交付価額調整式の計算については、円
	位未満小数第2位まで算出し、その小
	数第2位を切り捨てる。
	(b) 交付価額調整式で使用する時価は、調
	整後の交付価額を適用する日に先立つ
	45 取引日目に始まる 30 取引日の当会
	社の普通株式が上場されている金融商
	品取引所における当会社の普通株式の
	普通取引の毎日の終値(気配表示を含
	む。) の平均値 (終値のない日数を除く。
	円位未満小数第2位まで算出し、その
	小数第2位を四捨五入する。)とする。

現行定款	変更案
	(4) 第2号に定める交付価額の調整を必要と
	する場合以外にも、次に掲げる場合に該当
	すると当会社の取締役会が合理的に判断す
	るときには、当会社は、必要な交付価額の
	調整を行う。
	(a) 当会社を存続会社とする合併、他の会
	社が行う吸収分割による当該会社の権
	利義務の全部または一部の承継、また
	は他の株式会社が行う株式交換による
	当該株式会社の発行済株式の全部の取
	得のために交付価額の調整を必要とす
	るとき。
	(b) 交付価額を調整すべき事由が2つ以
	上相接して発生し、一方の事由に基づ
	く調整後の交付価額の算出にあたり使
	用すべき時価につき、他方の事由によ
	る影響を考慮する必要があるとき。
	(c) その他当会社の発行済普通株式の株
	式数の変更または変更の可能性の生じ
	る事由の発生により交付価額の調整を
	必要とするとき。
	(5) 交付価額調整式により算出された調整後
	交付価額と調整前交付価額との差額が1円
	未満の場合は、交付価額の調整は行わない
	ものとする。ただし、本号により不要とさ
	れた調整は繰り越されて、その後の調整の
	計算において斟酌される。
	(6) 第1号ないし前号により交付価額の調整
	を行うときは、当会社は、あらかじめ書面
	によりその旨ならびにその事由、調整前の
	交付価額、調整後の交付価額およびその適
	用の日その他必要な事項を株主名簿に記載
	されたA種優先株主に通知する。ただし、
	その適用の日の前日までに前記の通知を行
	うことができないときは、適用の日以降速
	<u>やかにこれを行う。</u>

現行定款	変更案
(新設)	(金銭を対価とするA種優先株式の取得条項)
	第13条の6 当会社は、いつでも、法令の範囲内で、A
	種優先株式の全部または一部を取得することが
	<u>できる。</u>
	2 当会社は、A種優先株式1株につき、取得の日
	における払込金額、当該事業年度において支払
	われるべき前事業年度についてのA種優先配当
	金額 (取得の時点で支払われていない場合)、取
	得日を支払日と仮定して算出した累積未払配当
	金の額、ならびに取得の日を当該事業年度の終
	了日と仮定して算出した経過済日割配当額の合
	計額に相当する金額の金銭を支払うものとす
	<u>5.</u>
	3 当会社は、A種優先株式の一部を取得する場合、
	抽選その他の合理的な方法により当該一部を決
	<u>定する。</u>
(新設)	(A種優先株主の議決権)
(利(政)	(A 種優元株主の議次権) 第 13 条の 7 A 種優先株主は、当会社の株主総会におい
	て議決権を有しない。
	で 時交び、作曲 とい行 しいない。
(新設)	 (種類株主総会における議決権)
(VIII)	第 13 条の8 A種優先株式については、会社法第32
	2条第1項第1号に定める場合を除き、同項各
	号に定める種類株主総会の決議を要しない。
(新設)	(A種優先株式の譲渡制限)
	第 13 条の 9 A 種優先株式を譲渡により取得するには、
	当会社の取締役会の承認を受けなければならな
	ر <u>۱</u>

現行定款	変更案
(新設)	変更案 (株式の併合または分割、新株引受権等の有無) 第 13 条の 10 当会社は、法令に別段の定めがある場合 を除き、A種優先株式について株式の併合また は分割を行わない。 2 当会社は、A種優先株主に対し、募集株式の割 当てを受ける権利または募集新株予約権の割当
(新設)	てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て または新株予約権無償割当てを行わない。 (A種優先配当金およびA種優先中間配当金の除斥期間) 第13条の11 第51条の規定は、A種優先配当金および A種優先中間配当金について準用する。
(新設)	(種類株主総会) 第19条の2 第15条ないし第17条および第19条の規 定は、種類株主総会に準用する。 2 第13条第1項の規定は、定時株主総会におい
	 て決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。 3 第18条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定によるべき種類株主総会の決議に準用する。 4 第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議に準用する。